



PRESS RELEASE

2006年6月27日

株式会社 東海理化

(登記社名: 株式会社 東海理化電機製作所)

シートベルトのウェビング巻取装置用プリテンショナーに 関する特許に基づいて芦森工業株式会社を提訴

株式会社東海理化（愛知県丹羽郡大口町、取締役社長：木下 潔）は、本日、下記の特許権に基づいて、芦森工業株式会社（大阪市西区、取締役社長：側島克信）に対し、同社が製造販売するシートベルト装置の製造、販売等の差止めを請求する訴訟を大阪地方裁判所に提起しました。

当社は芦森工業株式会社に対し、当社が保有する複数の特許権の内、特許3519302号の特許権に基づき2006年2月27日に東京地方裁判所へ、特許3437488号の特許権に基づき2006年5月8日に大阪地方裁判所へ、特許3798394号の特許権に基づき2006年6月5日に大阪地方裁判所へ、同社のシートベルト装置の製造、販売の差止め、等を請求する訴訟を提起しており、今回の提訴は同社に対する4度目の提訴になります。

当社は1977年にウェビング巻取装置用プリテンショナーの研究・開発を開始して以来、現在に至るまで数々の基本技術を開発するとともに、これらの技術に関する多数の特許を全世界において権利化しております。当社は特許などの知的財産権を極めて重要な経営資源の一つと位置付けており、他社の知的財産権を尊重すると同時に、当社の権利を侵害する行為に対しては、当社が保有する知的財産権に基づいて、正当な主張をしていく所存です。

記

1. 対象権利

特許番号	特許第3490630号
登録日	2003年11月7日
出願日	1999年4月16日
権利者	株式会社東海理化電機製作所
発明の名称	プリテンショナー

2. 発明の概要

プリテンショナーの小型化を可能とする発明。

以上

◆本件に関するお問い合わせ先

総務部広報室 Tel: 0587-95-8192